

## 裁判員等経験者との意見交換会議事概要

1 日時 平成30年2月28日（水）午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所 岡山地方裁判所裁判員候補者待機室

3 参加者等

司会者 後 藤 有 己（岡山地方裁判所刑事部判事）

裁判官 江 見 健 一（同）

検察官 道 面 正 朋（岡山地方検察庁検事）

同 石 垣 麗 子（同）

弁護士 肥 田 弘 昭（岡山弁護士会所属）

同 平 井 浩 平（同）

裁判員等経験者

1 番 裁判員経験者

2 番 裁判員経験者

3 番 裁判員経験者

4 番 裁判員経験者

5 番 補充裁判員経験者

6 番 補充裁判員経験者

7 番 裁判員経験者

8 番 裁判員経験者

4 議事概要

司会

本日は、岡山地方裁判所において、裁判員又は補充裁判員を経験された方々の中から8人の方にお越しいただきました。お忙しい中、御参加いただき本当にありがとうございます。

この意見交換会は、裁判員裁判を経験された方にお越しいただいて、裁判員裁判を経験された上での御意見や御感想をお伺いして、裁判員制度の実情を広く知っていただくとともに、この制度をより良いものとするために行われるものです。

本日は、是非忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

まず初めに、この意見交換会に参加しております法曹三者の自己紹介をしていただきたいと思います。

江見判事

私は、経験者1番、3番から6番の方の事件で裁判長をさせていただきました。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

道面検事

私は、経験者1番の方の事件を担当しました。本日は、皆さんの忌憚のない御意見を伺え

ればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

石垣検事

私は、経験者3番から5番の方の事件を担当させていただきました。率直な意見をお聞かせいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

肥田弁護士

私は、経験者1番の方の事件を担当させていただきました。今日はよろしく願いいたします。

平井弁護士

私は、経験者3番から6番の方の事件について担当させていただきました。仕事柄、裁判が終わった後に皆さんから感想をいただくことは基本ありませんので、今日は本当に楽しみにしてまいりました。皆さん、よろしく願います。

司会

最初に、裁判員裁判に御参加いただいた全体的な感想や印象をそれぞれお伺いしたいと思います。参加してみて良かったとか、参加してみてこんなふうに見方が変わったとか、何か経験してみて自分自身変わったかなと思うようなこととか、何でも結構ですが、全体的な御感想、御印象を伺えればと思います。

お伺いする際には、御担当いただいた事件の概略を説明をさせていただいて、その後に全体的な御感想を一言ずつお話しただければと思っています。

まず最初に、経験者1番の方には、被告人が1万円札をコピーして貼り合わせるなどして、偽1万円札を4枚偽造して、それらを使用したという通貨偽造・同行使という事件を担当いただきました。事実関係に争いはなく、量刑が問題となった事案と聞いております。検察官は懲役3年等を求刑して、弁護人は執行猶予を求め、判決としては懲役3年、執行猶予5年等の判決になっているとお聞きしております。

それでは、経験者1番の方から、裁判員を経験された感想などをお願いします。

1番

司法というものについて、私は、全てがもう雲の上のものだというふうについていつも思っていたわけがございます。ある日突然、そういったものをいただいて参加させていただきました。

この事件については、最後まで人間というものの尊厳をととても大事にされて、被告人に対する処分を決められたと思います。その点に強く感銘いたしました。

司会

経験者2番の方には、被告人が介護疲れから無理心中を決意して、目張りした部屋で被害者を一酸化炭素中毒により殺害したという殺人の事件を御担当いただきました。事実には争いはなく、量刑が問題となった事件で、検察官は懲役5年を求刑して、弁護人は執行猶予を求め、判決は懲役2年6月の実刑判決になったという事件です。

それでは経験者2番の方から全体的な御感想をいただければと思います。

2番

介護殺人という、自分の身にいつ降りかかってくるか分からないような事件であり、また、有罪、無罪を問う事件ではなく、執行猶予が付くか付かないかという量刑が争点の裁判でしたが、私はそれに参加させていただきました。皆さんの意見の違いは余りないと思っていたのですが、人によってやっぱり考え方が違うんだなということを痛感しました。

司会

次に、経験者3番から6番の方は、いずれも同じ事件を御担当いただいたとお聞きしておりますが、事件の内容としては、精神疾患の被告人が死のうと考えて、被告人の家族が住居として使用する建物などを全焼させたという現住建造物等放火の事件です。責任能力の有無が問題となった事件で、検察官は限定責任能力の主張をされて、弁護人は責任無能力の主張をされたと聞いています。検察官は懲役3年の求刑、弁護人は無罪という主張で、判決としては、責任無能力で無罪になったという事件を御担当いただいたと聞いています。

それでは3番の方から御感想をいただければと思います。

3番

実際に、精神疾患という部分ではよく耳にするんですけども、身近にそれを感じるということはあるようで、なかなかないのかなと。そういう意味からして、やはり一番そばにいて接することの多い御家族、職場、そういった方々が事細かに見ていかないと、こういった精神疾患の方への治療は、どんどん悪化してからでないか、何か手がつけられないのかなという感じはしました。結果としては、御自宅が焼けたということだけで済んだというのが不幸中の幸いだったのかなと思います。そういった意味で、裁判員をさせていただいて、人が人を裁く難しさというか、私の力が全てではもちろんないわけですけども、そういう結果になったということの難しさというのは、今回、経験させていただいて一番感じたこととございます。

4番

もともとすごく嫌だったんです。裁判するから出なさいって。最終的にやってよかったなとは思ったんですけども、もしまたやれと言われたら嫌です。

5番

裁判の内容が被告人の精神疾患から犯行を犯してしまったということに争いはなく、精神疾患といっても、その当時の心身の状態を判断するもので。精神疾患というと、ちょっと元気がなくなって家から出たくなるとか、その程度の認識だったものが、悪化すると妄想が出たりとかするということを裁判の中で初めて知りましたし、精神疾患に対する理解をしないと判断ができないことでした。精神疾患に関する情報がたくさん入ってきて、頭の中を整理するのがちょっと大変な裁判だったとは思いますが、経験してみて、今まで自分の知らなかった、精神疾患に対する知識などを得ることができましたし、いろいろな意味で今後の役には立つかなと思っています。

6番

もともと裁判員をすること自体に抵抗はありませんでした。今回、家が焼けたというだけ

で、けが人がいるわけでもなく、そういう意味では参加しやすかったのですが、これが、けが人が出ていたりとか、人が傷ついている事件だったら、正直、参加しようと思えたかどうかというのは、今でも少し自分の中では嫌だなと思ったかもしれないということが、正直あります。でも、参加させてもらって良かったと思います。今回、精神疾患でというところがあって、最初は本当にそのことが全く分からない状態だったので、本当にふたを開けてびっくりしました。自分が思っていたことと全然違うところが争点だったので、本当に最初は頭の中もぐちゃぐちゃだったのですが、皆さんの意見を聞いたりして、本当にみんなで評議しながらという経験ができました。今回は、参加できて本当に良かったなと思いました。

司会

経験者7番と8番の方が御担当いただいたのは、精神疾患の被告人が被害者を包丁で突き刺すなどして殺害した殺人等の事件です。この事件は責任能力の有無、それから程度が問題となった事件です。検察官は完全責任能力という主張で、弁護人は責任無能力、又は限定責任能力だという主張をされていたと聞いております。検察官は懲役18年の求刑を、弁護人は無罪又は減刑すべきだとの主張で、判決は完全責任能力を認めて懲役16年にしたという事件です。

それでは、経験者7番の方から御感想をいただければと思います。

7番

裁判員候補者に選ばれたときは、周りに裁判員を経験した人が一人もいなくて、漠然と怖いと思っていましたので、1回目は小さな子供もいますので辞退させていただきました。その後また半年ぐらいしてから通知が来たので、もうこれは行ったほうがいいのかと思ひまして、参加させていただきました。子供のことも家族にお願いして、結果的に参加させてもらって良かったなと思っています。

裁判の内容については、被告人が覚せい剤をやっていたり、私も聞いたことがない精神疾患を患っているという状況で、実感がなかったというか、私だったらこうとか、普通だったらこうという考えが全く当てはまらないような事件だったので、本当にそこも参加しやすい内容だったのかなと思います。やっぱり子供が被害にあっていたりとか、女性が対象となった性犯罪とかだったら、何か感情的になってしまったかもしれないので、感情的にはなり切れない事件だったのが良かったのかなと思います。審理のときには、精神疾患の影響を受けている行動と、そうじゃない行動というのを分析しながら、意見をそれぞれ出し合いながら、話し合いができたと思いますし、すごく勉強になりました。

最後に、これまで事件があったときなどはニュースですごく報道もされていて見るんですけど、裁判が行われるのはそこから大分先で、もう忘れた頃に行われているので、ニュースなどで流れていても「ふうん、そうなんだ。」ぐらいにしかなっていませんでしたが、この裁判員を経験したことをきっかけに裁判のニュースというのをものすごく見るようになりました。

8番

裁判員裁判は初めて参加させてもらいましたが、覚せい剤が絡んだ殺人という大きな事件で、今まで全く身近にもないような初めてのことだったので、えらいことだなと最初は思いました。人が人を裁くと、こういう経験は参加しないと分からない。被告人は悪い人だなとそういう程度にしか思っていなかったのですが、裁判員裁判に参加して初めて法とは何かとか、結構分かりやすく学べたので、参加して良かったかなというふうに思っています。

司会

ありがとうございました。

次は、審理等の分かりやすさに対する感想や印象、意見等をお伺いしたいと思います。経験された事件ごとにいろいろな証拠調べをやっていたと思いますので、事件ごとに区別して御意見を伺います。

まず、経験者1番の方は、通貨偽造の事件でしたが、偽造通貨自体を取り調べて、見ていただいたと聞いているところです。実際に見られたときの率直な御感想はいかがでしょうか。やはり、その物自体があるのとないのとでは大分違うなどか、そのあたりはいかがでしょうか。

1番

通常手にする札と、偽造された札とを比べると、私ら素人でも判別ができる、そういう感じでした。というのは、やはり厚さとか、色とか、そういうものが違ったと思います。

司会

通貨偽造の事件で、どうやって刑を決めていくかというところに難しいところがあり、その前提となるのが正に偽造通貨がどれぐらい精巧にできているかということが法律家としては一番、その量刑を決める事情だと思って、多分そういう御説明をさせていただいた上で御覧いただいたと思うのですが、やはり見ていただいたことが最終的な判断においては意味があったと思われたということでしょうか。

1番

そうですね。

司会

引き続き経験者1番の方にお伺いします。審理は偽造通貨を見ただけではなく、被告人の話の聞いたり、検察官、弁護人の言い分等を聞いたりということもあったと思いますが、全体を通して、審理で分かりやすかった点、分かりにくかった点など、何かございますか。

1番

審理の途中での裁判長、裁判官との打合せ、そういう中で、私らもふだん経験できないいろいろな内容について精査したことは、大変勉強になったと思います。それから検察官、弁護人の方がそれぞれの立場で、仕事をうまくされているということは、本当に御苦労だろうと思います。

司会

ありがたい言葉を頂戴しているのですが、今後のために是非厳しい言葉もいただいて、ほ

かの方々もそうですが、我々にとって耳の痛い話をどんどん言っていただいたほうが今後のためになりますので、どうぞよろしくをお願いします。

次に経験者2番の方にお伺いしたいのですが、2番の方に御担当いただいた事件は、事実関係に争いがないということもあって、犯行に至る経緯や犯行の状況などについて、関係者に話を聞いた内容を書面にした供述調書というものを朗読するというような形で行う部分が主だったと思います。そういった供述調書の朗読を聞いて事実関係を確認するというところは分かりやすさの観点からどのように思われましたか。

2番

争点が余りなかった部分もありますので、非常に分かりやすくカラフルにまとまっていたんじゃないかなと思います。

司会

カラフルというお話をされたので、書面の作り方の問題も含めておっしゃっているのかなと思うんですけど、検察官、弁護人の書面の作りに対する御感想などはいかがでしょう。

2番

主張されたいところが赤で書いてあったり、そういうところでよくできていたと思います。

司会

逆にこういうふうに改善してほしいとか、こういうところはもう少し頑張してほしいというのがあれば是非伺いたいです。

2番

分かりやすさという面では、問題はなかったと思います。

司会

続いて、先ほども少し意見をいただいた責任能力が争われた事件を御担当いただいた方に多数御出席いただいているので、その点についてお伺いしたいと思います。

いずれの事件も精神科医にお越しいただいて、この病気はこんな病気なんですと、それからこの病気が今回の犯行にどんなふうに影響しているのかというようなお話をしていただいたところだと思います。それが分かりやすかったのかということをお伺いしたいと思います。先ほどもその情報量の多さなどという話もいただいているところですし、精神疾患という病気がもともとよく分からなかったんですとか、精神疾患という病気を初めて聞いたんです、といったお話も出ているところなので、率直に精神科医のお話というのは聞いていて分かりやすい、十分理解できるものだったのか、ちょっと分かりにくいとか、難しいなという点があったのか、そのあたりの率直な御感想を伺いたいと思います。

3番

専門医のお話は、専門用語はちょっと別にしましても、中身とすれば非常に分かりやすい御説明をいただいたのかなと思います。今回の件で少し気になったのは、やはり発症してから事件まで四、五か月ぐらい間があり、どうしても直近の症状が中心になってはくるんですが、やはり病気っていきなりそこにボーンとくるわけではないだろうなという流れの中で、

それ以前の状況がいま一つ具体性に欠けていたかなど。表面上はちゃんと説明はあったのですが、そこの中での周りの人の声などがもう少し具体的にあったほうがより良いのではなからうかなと感じました。

4 番

分かりやすかったです。

司会

専門用語などもあったと思うんですが、極力その専門用語を分かりやすい言葉で言い換えてくださいと事前をお願いしているところなんですが、聞いていて「ああ、なるほどな。」という感じでスッと頭の中に入ってくるような感じでしたか。

4 番

そうですね。言われていることに関しては特にはっきり分かりました。

5 番

専門医の方は、結構な枚数の資料を作られていまして、精神疾患に対する説明は分かりやすく伝わるように作っていただけていたと思うんです。ただ、被告人自体が、事件を起こしたときから日数が経っていましたので、実際の事件があったときは、今現在の裁判に出て来られたときの様子とはもちろん違ったでしょうし、お医者様のお話も御自分が関係をした段階でのお話なので、実際、いろいろな資料と事件を起こした当時の状態とがどれほど違うのかなども考えなければならなかったもので、事件を起こしてすぐに家族からちょっと様子がおかしかったんです、みたいな話があって鑑定をするというか、事件直後の状況で話が聞けたらよいと思うんですけれども、その辺がやはり病気に関わったら難しいかなと思いました。

6 番

私も皆さんと一緒に、説明は分かりやすかったのですが、私自身がそれに関して知識がもともとあったほうなので、より深められたという感じではありませんでした。ただ、本当に理解できたというだけで、同じように事件当時の様子と反省したときの様子と今の様子というところで考えたら、判断基準の一つとなったかどうかと言われたら、何とも言えないなというところかなと思いました。

司会

経験者7番と8番の方も、精神疾患が問題となる事件でしたが、7番の方からよろしくお願ひします。

7 番

精神科医の説明や病気の症状などの説明は分かりやすかったと思いますが、把握したかと言われると、自分がやったことがないのできちんとは分かっている、想像でしかないのが難しかったなと思います。事件の中での行為に関しても、幻視が見えていたかもしれませんとか、妄想に支配されていた上での行為かもしれないとか、断言はできないことばかりだったので、先生の診断結果を頼りにはするんですが、随分難しかったなとは思っています。

8 番

私どもは経験者ではないので、精神科医の話は、当初聞いたときは3分の1ぐらいしか分かっていなかったです。後からじっくりと字を読みながら聞いていって、どうにかこうにか半分ちょっとぐらいは理解できた。あとは麻薬というんですかね、薬をやったという状況になるというのはやってみないと分からないです。やっぱり悪いことをした人はそれなりに、それは本当に思いましたが、そんなところで余りこういうことはないほうがいいかなと思いました。

司会

ありがとうございました。

審理、証拠調べの分かりやすさを主に聞いてきましたが、引き続き、責任能力に関する事件を御担当いただいた方には、法律上の責任能力って一体何なんですかとか、限定責任能力、心神耗弱、心神喪失などという言葉が出てきたと思いますが、それは一体何なんですかとか、そういう法律の概念を踏まえて判断しなければならなかったというところでの判断における難しさのようなものがあつたのではないかと思います。検察官も弁護人も裁判所も、それぞれもちろん意思統一しながらですが、法的な概念、責任能力とは何かという説明を法廷でもさせていただいたし、評議室の中でも裁判官はさせていただいているはずだと思うんです。それらを踏まえた上で判断する際に、難しさや悩みとかがあつたのではないかとということなんです。それらを判断する上での分かりやすさという点についてどんな感想をお持ちだったのかお聞きしたいと思っております。今度は反対に行きましょうか。

8番さんから伺ってもいいですか。やはり判断するのは難しかったですでしょうか。

8番

判断は難しかったですね。また私の場合は殺人でしたから。それを弁護っておかしいのではないかと。まともな理由がないのに人を刺すわけです。大麻でちょっとおかしくなつたと、それで刑を軽減するとか、殺人じゃないとか。そういうようなものが出てくるので、ちょっとそれは理解できないなというのが最初でした。ずっと審理をやっている中で、殺人も結構難しいなと、重たいなというのが率直な感想でした。

司会

御担当いただいた事件は、責任能力という難しさだけではなくて、覚せい剤を使った中で起こした殺人事件だったので、より難しくなっているという感じがするという御意見でしたが、素朴な感情として、人を殺しておいて何でという感情と、裁判官から法律的にはそれは責任能力というのがあるが非難できないときには刑罰を科すことはできませんとか、軽くなるんですという、こういう理屈の説明、法律の仕組みの説明をさせていただいて、なかなか御自身の中でバランスをとって納得して話を進めていくというのが難しかったのではないかなと思っております。率直なところをほかの方々にもお伺いできればと思います。

7番

審理は、ものすごく慎重に進められたのではないのかなと思います。私も多分、何度も同じ質問をしたと思います。著しく心神が耗弱しているとか、その言葉の定義などを何回も聞

いたと思いますし、丁寧に答えてもらったと思います。やはり罪の重さを決めるというのは怖いですが、皆さん全員の話し合いの上で決めるので、私も私が思ったことをきっちり言えばいいんだと思って、他の方が言うことも、ああそうだなと思ったときには自分の意見を変えたりとかもしながら、すごく時間をたくさん使って審理を進められたのではないかなと思います。

#### 6番

判断ということに関しては、自分の感情だったりとかその辺のことも考えたら、ちょっとよく分からないなということが多かったのですが、どういう視点で判断したらいいとか、どこを見て判断したらいいかなどということをしごく丁寧に教えていただいていたので、そういう視点であればこう判断できるなという、そういう視点をもって判断するのであれば、判断すること自体は余りしんどかったり難しいなという思いはなかったと思います。

#### 5番

裁判で証拠が出てくると、その証拠によってちょっとイメージが変わるというか。放火でしたが、凶面だけを見ているときと実際の火事の写真を見るのではまた違いますし。今回、放火の事実には争いがなく、被告人が心神耗弱なのか喪失なのかが争いでして、被告人は精神疾患に支配されていましたが、完全に支配されていたのか、完全ではなかったのかという微妙なところの話だったので、非常に難しかったです。実際に証拠が出てくる中で、検察官が朗読をされたものとか、精神科医の資料だとか、弁護人のやりとりで再現されるものとかありましたが、やはり事件のすぐ後に取調べを受けている様子のDVDを見させていただいたのが、その当時の被告人の状況を判断するのに一番ふさわしいものかなと思いました。やはり、それを見るのと見ていないのでは違うと思います。また、裁判員の皆さんもそれぞれ証拠を見ながら、審理のときに自分はここが気になりましたというところが違うので、そこで、「そうか。」と気付かされるところもあり、本当に難しかったです。そういういろいろな意見や証拠をもとにして、ちゃんと自分の中では間違っていないと思えるような結果になったのではないかなと思っています。

#### 4番

すごく難しかったです。皆さんが言われるとおりに、すごく意見を出していただいていたので、その意見を聞いて自分の考えをまとめることが。いや、まとまっていなかったんですが、正直。道筋ができたかなという気はします。

#### 3番

そうですね。6人の方が集まって、一つの場面に対して、それぞれの方がいろんな角度で物事を見られているなと思いました。自分がこうだと思っているところについて違う角度から見られているという話を聞くと、「ああ、こういう見方もあるんだ。」というのに改めて気付かされるのが結構あるな。それだけ何か自分自身で逆に先入観を持って見えている部分もあり、気持ちの中で受けとめたものが結構自分を支配している面も、もしかしたらあるのかなということで、やはり、皆さんのお話を聞きながら、最終的に「ああ、やは

りそうなんだな。」というところに収まったので、難しいことは難しいですけど、ストレスはそれほどたまらなかったのかなというところですよ。

司会

ありがとうございました。

引き続き経験者2番の方にお伺いしたいのですが、2番の方の事件は、最初のほうでお話をいただいたように、介護疲れということについての多様な御意見があったのではないかと思います。経験者7番、8番の方のような全く想像できませんというような事件ではなくて、自分の近くでも起き得るような身近な事件ということでの難しさみたいなものはあったのでしょうか。

2番

私自身、数年前まで親族が要介護状態でありながら、他の親族に介護を任せきりで離れて暮らしていたということがありまして、そういう意味では身につまされるような事件でした。

司会

続いて経験者1番の方にお伺いします。法律的に言いますとというか、法律家的には、通貨を偽造して、それを行使したというのはかなり法定刑は重いのですが、実は量刑を決めるのはなかなか難しい話なのではないのかなと思っています。刑を決める上での難しさなどはありましたでしょうか。

1番

ありました。やはり労働者が一生懸命働いて、その正しい糧というものが通貨で、そういうような中で、自分だけ得をしよう、そういうお金を偽造してまで得ようという考え方には、私は特に嫌みを感じました。いけないことはいけない、良いことは良いということで今までできておるわけなんです。しかしながら、やり方が余りにも幼稚なことで使用されたということであれば、やはり人間性というものも、ある程度考えてあげなければならないのだろうなという考えはありました。

司会

ありがとうございました。

少し観点を変えて、引き続きお伺いしたいと思います。経験者7番、8番の方に御経験いただいた事件は、証拠調べにおいて、血がついた包丁や写真、それから救急で119番に通報したときの音声などをお聞きいただいたところです。我々、法律家が最近よく使う言葉としては「刺激的な証拠」といった言葉を使うわけですけども、そういう証拠の取調べをさせていただきました。色のトーンを落としたりとか、余り刺激が多くないような形でやらせていただいているつもりではあるものの、やはり御覧になったりして、何か思われたことはあるのではないかなと思うところです。この点について御感想をいただければと思います。

7番

凶器に関しては、私は余り抵抗はなかったし、心の準備ができるように事前に「今からこういうものを見せます。」と言ってくださっていたので、そんなにドキドキするということ

はありませんでした。血がついた包丁の2本あるうちの1本はケースに入っていた状態だったので、抵抗というのはなかったのですが、個人差があるかもしれません。私は被害者の方が刺された傷口を縫った跡のほうが怖くて、そこはそんなに予想していなかったからちょっとびっくりしました。ドライブレコーダーの内容が新鮮で、リアルなやり取りで事実として聞けたので、こんなのをちゃんと録っているんだと思いました。そんなに怖くなかったはずではあるんですが、裁判の1日目が終わった日は眠れませんでした。

#### 8番

血のついた包丁とか、そういう凶器を見ても、さほど「えっ」ということはなかったのですが、ドライブレコーダーや電話のやりとりなどを聞いているときにどこもおかしくないじゃないかと、普通にしゃべるとるやないの、という感じは受けました。これで、ちょっと薬の影響があるとか、それはないでしょうと。弁護なんか要らんと正直思いました。それはずっと最後の最後まで尾を引いてましたけど、だから私としたら、難しい。率直な意見は、何で弁護人がつくのかなと、絶対つけないあかんのかいなとか、そういうふうに思いました。

#### 司会

弁護人はつけないといけないことになっていますので、被告人の利益のために弁護人としてはできるだけ活動をしていただいているということなんだろうと。審理の分かりやすさ、証拠調べや判断における分かりやすさ、刺激的な証拠についていろいろな御意見を伺いました。

法曹関係者から質問があるのではないかと思っているところなんですけど、何かありますでしょうか。

#### 石垣検事

責任能力の判断ということについて、先ほど経験者6番の方が、「判断の視点を丁寧に教えてもらったので分かっていった。」ということをおっしゃっていたんですが、私ども検察官、弁護人もそうなんですけど、審理は1日、2日、3日ぐらいと限られた時間の中で、検察官、弁護人には、それぞれその主張があって、その判断をしていただくためにはこういうふうに考えてもらいたいとか、こういうところに着目していただきたいというのをできるだけ分かりやすく、伝わりやすくという意識をして法廷で発言させていただいています。実際、短い数日という、まさに私どもが主張させていただいていたあの時間の中で、ある程度御理解いただけた部分もあるのか、あるいはやはりその後の評議というタイミングでじっくり裁判官ですとか、他の裁判員と話をする中で理解がようやく深まっていったという形であったのか、どの時点で理解を深めていくことができたのかという点をお教えいただければと思います。

#### 6番

法廷の中で、弁護人や検察官がおっしゃっていることは、その場、その場で一つ一つは理解はできています。ただ、それを自分の中でどう判断したらいいか、どう考えたらいいのかというのは、やっぱり分からないということがあったので、それは審理の中で皆さんと話し

たりして、そこを教えていただく中で落とし込めたというところがあるかと思うので、そこの中での一つ一つのことは理解はできています。

平井弁護士

どなたかが言われていたと思うんですけど、「こいつは悪いことをした人だからあかん人や。」、「ただし、責任能力というものがあって、責任能力がないと判断されると非難されない。」というのがあるのですが、どなたでも結構なんですけど、そのことについての理解は、裁判官から再三説明をしていただいていると思うんですけど、理解の程度というか実際どのように感じられたのかをお伺いできればと思います。

司会

なかなか何をお答えいただくのが難しいところかなと。

江見判事

三つ目の事件では、まず検察官から冒頭陳述というのがございました。これを聞いたときに責任能力というのがもう既に話題にもなっていたんですけど、その責任能力というのはどういふもので、何を判断してというのはお分かりいただけたんでしょうか。あるいは責任能力というのはなぜ問題なのかというあたりは、お分かりいただけたんでしょうか。

司会

難しいかもしれませんが、最初の段階で分かりましたかという質問です。

5番

そうですね。裁判長のほうから責任能力についての説明がありまして、皆さん理解はしていたと思うんです。分かりやすく例え話で、「善悪がよく分かっていない赤ちゃんがお店に連れて行かれて、ぼっと盗って食べてしまいましたといったようなときは、悪いことをしたと思っていなくてしていることだから罪には問えませんよね。」という、例え話をしていたので、責任能力がないと判断されたら罪には問えないという理解は、皆さんできていたと思います。

司会

弁護人の御説明としては責任能力の説明として「刑罰というのは社会のルール違反に対する制裁なんです。責任能力というのはその人がルールを守ることができる、思いとどまることが期待できるのに、あえてルールを破ったと言える場合、初めて刑罰を科すことができるという考え方が前提なのです。病気が原因でルールを破ったのであれば、犯行を思いとどまることが期待できないため、非難することはできないんです。心神喪失というのは病気の影響により犯行を思いとどまることが期待できない状態です。」、こういう御説明をされていたようなんです。何となく記憶にありますか。そのときにそれを聞いて、「ああ、なるほどな」と思われたのか、「うーん、ちょっと釈然としないな。」という感じだったのか、「全く何を言っているのか分かりません。」という感じだったのかで言うと、どんな感じでしょうかという質問なのですが、どうでしょうか。そのときは「ああ、なるほどな」と思った感じでしょうか。経験者の皆さんがうなずかれているようなので、先ほどの質問に対する答え

というのはそういう答えかと思えます。

それでは、引き続き話を進めさせていただきます。次は、参加していただいたことによる負担に関する感想や御意見を伺いたいと思えます。具体的には、何日間か来ていただいたわけですけれども、先ほど若干お話があったように、お子さんのことだったり、お仕事の関係や介護だったり、いろいろなことがあると思うんです。御自身でいろいろ抱えている個人的な事情がある中で、何日間かお越しいただいたというところで、参加したことについての負担感、それからこうやったらもっといいのにとか、こんな方法のほうがより良かったなという、その点を少しお伺いできればと思えます。皆さんが参加していただいた事件の中には、選任手続という裁判員を選ぶための手続をして、すぐそのままその日の午後から審理を行った事件もありますし、選ぶ日は選ぶ日でやって、今度はいついつ来てくださいとって別の日から審理が始まるという形でやらせていただいた事件もあるところです。また、詰めて連続で行った事件もありますし、間を数日間空けたりした事件もあるところです。そういったことも含めてどんな形がより良いのかという御意見も併せてお伺いできればと思えます。

まず経験者1番の方にお伺いします。1番の方は、午前中選任手続があつて、午後からすぐ審理を始めました。しかもこの事件は評議も含めて2日間という、かなり早く終わった事件だと思うんですが、こういう事件に御参加いただいたの負担感とか、良かった、悪かった、こういうふうに変えてほしいなど、何かございましたら、御意見をお伺いできればと思えます。

1番

自宅から岡山までは70キロほど距離があるわけなんです。こちらへ出向くのに電車もあるんですけど、電車で行くにも駅まで5キロぐらいあります。また、車で来れば約1時間40分ぐらいかかります。そういうような中で、一時は取り辞めにしようかなという気はありました。しかしながら、息子が「大きな経験になるから行ってみりゃええがな」と言うので。●●市内に息子がおりますから、そこからこちらに来たという環境でして。苦痛ではないですが、やはり精神的に「ああ、遠いな。どうしようかな。」というのが先に立って、ここに着いたときは、やれやれという感じで皆さんと経験をさせていただいてわけでございます。

司会

2日間と、結構タイトな日程でしたので、逆にいうと早く済んだというところもあると思えますが、やはり早く済んで良かったなという感じでしょうか。

1番

まあ、おかげさんで。

司会

経験者2番の方にお伺いします。御担当いただいた事件では、午前中に選任して、午後から審理に入って、審理自体は2日間くらいで、全体で4日間くらいお越しいただいたということなので、この点について、参加されての感想、意見等はどうか。

2番

私の個人的な事情ですが、初日は、昼から大阪で会議があつて、午後6時頃からパーティーがあつたんです。それで事務の方に聞いたら、「午後5時には終わりますよ。」と言われたものですから、会社の人にも「抽選に外れたら昼からの会議も出ますし、当たったらパーティーだけ出るので、よろしく。」と言ってたんです。その日が残業みたいになつたものですから、パーティーに出るのが午後8時くらいになつて、「何しに来たんや。」という感じになりました。もちろん覚悟している部分もあつたのですが、初日から時間がずれるのは、今後のためを思うと、ちょっと難しいのかなと思ひました。

司会

その事件を担当したのは私ですので、私の訴訟指揮が悪かつたということで、肝に銘じて今後やらせていただこうと思ひます。ありがとうございました。

次に、経験者3番から6番の方が御担当いただいた事件は、選任期日と審理の日は別でした。審理自体は3日間で、全体では5日間お越しいただきました。ただ、予定されていた評議の日を1日取り消したと伺つているところです。予定した日を取り消したことも含めてですが、御感想や印象を伺えればと思ひます。

3番

期間については、事件の内容によって当然それぞれ変わるかと思ひますので、初めから何日間ぐらいというような御案内をいただけていましたから、それに関しては特に問題はございません。それと、この制度が始まってから私のいる会社は選任されたら専用の休みもあるということで、もし私が選任されたら率先して出ようと考えておりましたので、それに対しては問題はございませんでした。ただ、最初に通知が来たときは、単身で●●にいたものですから、「●●からここに来るのはちょつとな。」というのはそのときありました。しかし、11月に通知が来た際にはもうこちらに来ていたので、これ幸いということで参加させていただきました。途中、休みが入ろうが、何をしようかその期間一応会社には通知を出して、それで最終的に証明書をいただいて、評議が休みの日はもちろん出勤して仕事はしましたけれども、あとは通常の日でも、終わってから時間外手当もつかない中で仕事に戻らざるを得ないというのは、実態でした。

司会

ありがとうございました。いろいろ御負担をかけてしているということがよく分かりました。

4番

週末に決まつて、週明けから始まつたんですね。なので職場に言つたときに、職場は、出るのがだめとは言わないのですが、何せ間がないので、私はやっておかなければならない仕事ができている状態、そこはもう少し時間を空けていただくことができないかなと思つたんですけど。

司会

選任期日から審理が始まるまでに間が空いていたほうが日程の調整がしやすいという、そ

ういう御意見でしょうか。分かりました。

#### 5 番

私の職場も「裁判員にもし選ばれたら、是非どうぞ。」ということだったので、有給休暇を取らせていただきまして、会社のほうは問題ありませんでした。1日なくなった日も、「その日は出勤します。」ということでできたので、その点は良かったのですが、幸い亡くなった方がいらっしやらなかった事件なので、そこまでのストレスではなかったと思いますが、負担的には、ずっといろいろな人のいろいろな話を聞きながら頭の中で整理をするということで、家に帰ると、どっと疲れが出てしまって。初日は証拠などをずっと見たりとか、証言をずっと聞いたりとかした後で家に帰ると、ちょっと疲れて、家のことがなかなかできないという、そういう負担というのが、やはり少しあったかなと思います。でも、ここに居る時間を短くして日数を増やされても、今度は日数が長いと仕事の休みが増えて困ると思いますし、逆に長くしても頭の中の整理が追いつかないかもしれないので、これぐらいはやはり仕方ないのかなとも思います。

#### 6 番

私の職場は「どうぞ行ってください。」という感じなので、上司に言えないとか、どうしようというのはなかったのですが、週末に選任があって、その次の週から休まないといけなかもしれないし、休まなくてもいいかもしれないというのは、個人的には別に自分が休むだけなので構わないのですが、周りが私のケアで、職場間の動きが変わってくるので、その辺はやはり負担をかけているのだろうなど。やはり来るか来ないか分からないという状態のまま週が明けてしまうので、そこはちょっと私の気持ち的にもどう伝えていこうかなという負担はありました。やはり1週間、一応1週間で5日間、予定されていたので、それ自体は別にそんなもんかなというのもあったのと、参加すること自体職場も大丈夫だったので、その辺の負担などもなかったですし、早く終われる日は早く終わっていただいたりということもしていただけたので、時間的なことでは特にはしんどさはなかったです。逆に1週間ギュッとあったので、私は間が空いていなくて連続して来れたので良かったなと思っています。

#### 司会

ありがとうございます。

経験者7番、8番の方に御担当いただいた事件は、選任期日と審理は別の日でした。審理自体は3日間でしたが、評議を入れると合計で7日間お越しいただいたということになっています。そういう事件を担当なさって、参加することによる負担に関して、どんなふうに思われたのかお伺いします。

#### 7 番

まず選任についてですが、選ばれるとは限らないので、選ばれないだろうと思って、特にその後の日程については調整してなかったんです。選ばれてもいないのに大騒ぎするのはどうかなと思って、会社にも、「もし選ばれたら休みます。」くらいしか言ってなかったのですが、会社のほうは全く問題ありませんでした。子供の習い事の送り迎えなどができなくな

ってしまうので、そこは選ばれてから急いで一緒に暮らしていないおじいちゃん、おばあちゃんにお願いして協力してもらったりとかして、何とかかなりましたけれど、別に裁判官とか事務の方とかにわがままな要望とかも聞いてはくれたんですけど、だからと言って、私の都合で日程を縮めるとかはできないので、他の人をお願いするということになったんですけど、もう少し柔軟に対応してくれるのであれば、私のような子供がいる人でも何とかなるとは思いました。

## 8番

私は定年直後だったので、日にちはずっと空いていましたから、その点は別に良かったのですが、ちょうどこの裁判員裁判のときは、かなり寒い時期だったので、毎朝早く出るときだとか、雪が降ったり道が凍るので、その辺がちょっと1週間ドキドキしながら来ました。それ以外は何もなかったです。

## 司会

ちょうど寒い時期で、毎日雪が心配されるような時期だったものですから、全員おそろいになるかどうか冷や冷やししながら毎日暮らしていたことを、今思い出しました。ありがとうございました。

それでは最後になりますが、これから裁判員となられる方へのメッセージをいただきたいと思います。

## 1番

誰しもそうだろうと思うのですが、最高裁判所から書面が来る、封書が来る、これは本当に大きな衝撃でした。中を見ればそういう内容で、新聞等で、内容の把握まではできていないのですが、大体のことは分かっておりました。しかしながら、裁判員裁判に参加させていただいてからは、楽な気持ちで携われたんじゃないかなという気はいたします。といいますのも、やはり服装の制限がないという、そういうこともございました。ですから、かたくなな気持ちにならずに楽な気持ちで臨んでいただけたらと思います。

## 2番

先ほどスケジュールの点でちょっと苦言を申し上げたのですが、逆に言えばそれを理由に断ることもできたのですが、あえて断らずに来たのはやはり興味があったからなんですね。法学部出身ということもありましたし、学生時代に勉強しなかったものをちょっと取り戻そうかなという気持ちもありましたので。経験としたら非常に良かったと思いますし、これから裁判員に選任された方も積極的に参加していただければと思います。

## 3番

恥ずかしいことながら、60歳を過ぎていますが、裁判所でやることは大体分かるものの、その中で裁判ってどういう内容で進めていくのかということを始め、1階フロアにあるDVDなどを少し早目に来たときに見させていただきながら、一つ一つ勉強してきたというのが正直なところでございます。それまで決して興味がなかったわけではないのですが、具体的にこういった裁判、もしくは裁判所というところに接する機会が全くなかったというのが正

直なところでして、先ほども、どなたかおっしゃっていましたが、テレビの中での裁判というものに対して非常に興味というか、注意深くなってきたというのは私も同じです。そういった意味で何となくもう少し広く物事を見なければならぬとか、注意深く見なければいけないというような習慣というか、今まで自分に足りなかった部分がちょっと身に付いてきたのかなというふうに、この機会は非常にありがたかったかなと感謝しております。

#### 5 番

裁判員候補者に選ばれると、やはりどうしても気後れしてしまっ、できれば辞退したいという気持ちになると思うんですけども、自分の仕事なりの都合がつけば、是非参加していただくと、いろんな人のいろんな意見が聞けて、自分の視野を広げるのにすごく役に立ちますし、他ではできない経験ができると思いますし、審理は証拠とかいろいろ難しい話も出てきますが、休憩なども取っていただけて、ちゃんと気持ちの切り替えができるように配慮もしていただけていますので、都合がつけばできる限り参加をしていただけたらいいなと思います。

#### 6 番

そうですね。思ったより気楽に参加できたというか、すごくたくさん気遣いをしていただいたのも分かったし、こちらに負担がないようにしていただいていたので、多分しんどいこともあると思うんですけど、思ったより気楽に来れる場所なんだな、気楽に参加できるものだなと思いました。また、ドラマなんかではよく見たりはするのですが、ドラマと全然違うことだったりとか、裏話みたいなあたりとか、そういったところもちょっと教えていただいたりしたので、そういうことも楽しみながら、多分選ばれたら「ああっ」と思うと思うんですけど、気楽に参加していただけたらいいのかなと感じました。

#### 7 番

私も経験者1番の方と同じで、最初、最高裁判所から分厚い封筒が届いたときには、「え、何か詐欺かな。」って、すごくドキドキしました。あの通知は本当に怖かったです。開けて内容を見てもすごく怖くて、呼出状には、理由なく参加しない場合には罰金がどうのこうのと書いてあるし、誰に聞いても何も分からないし、もっと情報が開示されてもいいのかなとは思いました。なので、私は「こういうのが来て、その後こうだったよ。」という流れなどを聞きたい人がいれば、細々と伝えてはいるんですけど、やはり情報が余りにもなさ過ぎて、ネットを見ても全然分からないし、こわごわ参加に至ったという感じです。でも、是非参加されればいいのではないかなと思います。今日もさんざん言われていたことなのですが、やったことに対する刑を決めるということを強調されていて、それを自分自身すごく考えて、幼い子供にも罪を犯したら罰が下るんだということなどをかみ砕いて教えたりとかできていますし、自分自身も絶対そういうことは、法を犯してはいけないとか、当たり前のことですが、改めて身にしみて考えるようになりましたので、参加することが今後の犯罪をなくすことにつながるのではないかなと思いました。

#### 8 番

この制度ができた一つには、参加することに意義があるということで、参加しないと全く分かりません。参加することによって視野が広がるし、また違って見えるので、自分の考え方は正しいのではないかなと思うので、是非なっ方は視野を広げてほしいなと思います。

司会

ありがとうございました。

最後に本日出席の法曹関係者の方から一言ずつ御感想をお出しただければ。質問があれば質問でも構いませんし、一言ずついただければと思います。

江見判事

長時間ありがとうございました。裁判官から説明があって分かりやすかったというお話も頂戴したのですが、実は我々自身もやっていて分からないところがかんりたくさんあります。この放火の事件なども精神科医の話を聞いて、どこから話していいのか自体我々も分からなかった、そういう悩みを共有してもらって、どこから解きほぐすのかというような同じ時間を過ごしたなというのが良い経験になったと思っております。皆さんのお話を聞く中で、自分の考えが整理されていったり、見えてきたり、いろいろな視点があると思いました。これが裁判員裁判だと思いますけれど、今日お聞きしていると本当にいい意見をいただいたというふうに、改めて思ったという次第です。

道面検事

本日はどうもありがとうございました。皆さんのお話を伺っておりますと、まだ通知が来てびっくりされる方が多いんだろうと思うんですけども、逆に働いておられる会社などでは、「行ってきなさい。」とか、そういうような環境を作ってくださいところも以前よりは増えてきたんだなというところを実感いたしました。我々も裁判員裁判が制度として浸透してきたんだなと思いますので、我々自身も一生懸命皆さんに御理解いただけるようにやっていかなければならないという思いを新たにいたしました。

石垣検事

本日は、本当にありがとうございました。貴重な御意見をたくさん聞かせていただいて、この場に参加させていただけて良かったなと思っております。いつもこうして、裁判に行きはするのですが、裁判員、補充裁判員を経験された方からお話を伺うという機会が本当になくて、いつも皆さんがどんな気持ちで臨んでいらっしゃるんだろうとか、言っていることがうまく伝わっているんだろうとか、私どもなりに不安に思いながら裁判で活動しております。今日お聞かせいただいたお話を持ち帰って、みんなと共有しながら今後ともより良い裁判を、分かりやすい裁判ができるように心がけていきたいと思っております。

肥田弁護士

今日は貴重な機会をいただきありがとうございます。弁護人としても今後、できる限り分かりやすくしたいと思っております。ただ、ちょっと参加することの御負担の面で、弁護人は被告人の人権を守らないといけないという点がありますので、その点を御理解いただけたらありがたいと思っております。

平井弁護士

皆さん、お忙しい中、本日も貴重な時間を取っていただきましてありがとうございました。日頃いろいろ罵声を浴びせられることも多い職業なので、今日も皆さんにお叱りなどを受けるのかと思いましたが、皆さん優しいのか、おおむね分かりやすいという言葉、評価をいただきましたので、今後また今日の声を生かして刑事被告人の弁護活動に携わっていきたいと思っております。また、世間的には「何でこんな人を弁護するんだ」というようなことも耳にする機会もありますが、弁護士というのはそういう立場で仕事をしているということですので、今回の機会をもって弁護人の役割というものも理解していただければと思います。

司会

それでは以上ということになります。本当にお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございました。そもそも裁判員裁判に御参加いただくこと自体も負担なのに、加えてこういう形でお越しいただいて本当にありがとうございました。また、お一人お一人から貴重な意見を多数いただきました。その意見を胸に刻んで裁判員裁判をより良くするために頑張っていきたいと思っております。

本日は、どうもありがとうございました。

総務課長（進行）

引き続きまして、報道記者の方から裁判員経験者の皆様へ質問をしていただく時間を設けさせていただきますと思います。

記者（A社）

今日はありがとうございました。何点か質問させていただきます。

最高裁が毎年実施している裁判員経験者へのアンケートというのがありまして、それによりますと、「検察官と弁護人のそれぞれの説明が分かりやすかったですか。」という項目があるのですが、圧倒的に検察官の説明のほうが分かりやすかったとする回答が多いというのが、裁判員制度が始まったときから続いています。今回の皆さんの御経験から、弁護側の主張ですとか、立証に関して何か改善点ですとか、こうすればいいというような御意見があれば、教えてください。

1番

やはり立場、立場で弁護をされているわけですから、その立場を理解してあげる、そういうふうにしてあれだけやっておられますから、私は弁護をされる弁護人をもうちょっと前向きな目で見ればありがたいんじゃないかという気がします。

2番

先ほど言い漏らしたことも含めてなのですが、私が担当した裁判の検察官の資料がカラフルで、ということをお願いしたと思うのですが、ちょっとどぎつい面もあったのかなというように印象としてありました。逆に言えば、弁護人のほうの資料もそういうふうにかラフルにすればいいのかなと思いつつながら、それは少し、結論は出ていないですけど、そういうふうに思った次第であります。

5 番

検察官から出てくる資料のほうが量が多くて、説明として何を言わんとしているかというのは、資料を読んだら分かる感じにはなっていない。ただ、話の内容は分かりますが、それをこっちが「あ、そうですね。」と納得するかどうかはまた別の話で、私が経験した裁判で言うと、弁護人の資料が少なかったですけど、少ない分簡潔にまとめられているので分かりやすいと言えば分かりやすかったと思います。

8 番

検察官は立件、立証するというところで、読めば大体全部分かるのですが、弁護人のほうからすると1点、2点、3点ぐらいを集中的にそれで刑を確定するというふうに。文章的には簡潔でいいのですが、そこは表現方法が分かりにくいというのがありました。余りいろんなことを書かずに直に書いたほうがと私はそう思います。

記者（A社）

ありがとうございました。今回、皆さんが担当された事件については、事件が発生して逮捕されたときに当社の新聞の場合は全て掲載されているのですが、実際裁判が始まってからも、初公判などを報道した事件が幾つかあります。新聞だけでなくテレビもそうなのですが、裁判で御担当された報道について御意見があれば教えてください。

8 番

私はテレビでやっているのは見ました。検察側から懲役何年、という活字が出て。そのときに思ったのは、今裁判員裁判をやっているのに、まだ懲役も何も決まっていなはずなのにというのは正直なところ。我々はまだ裁判員裁判をやっている最中でしたから、判決は出ていないのに判決前にあんなのを出していいのかとは一瞬思いました。あれはちょっと報道の先走りかなと思ってます。

記者（A社）

多分、それは求刑公判のときで、求刑は何年でした、という報道だったのではないのでしょうか。

8 番

裁判所から、あなたは何年ですよ、というのはまだ出てないはずなんです。ですから、こういう事件がありましたよ、というのは分かりますけど、判決が出ていないのに、そういう数字を報道したらだめでしょ。何でも書けばいいというものではないから。もう少し慎重にやるようにしないと報道のプロセスがおかしい。最近のテレビ報道も何かおかしいのも結構ある。もう少し慎重に報道とは何かというのを考えてほしいなと思います。

記者（A社）

ありがとうございました。報道の方からは以上です。

総務課長（進行）

経験者8番の方が言われたのは、多分、検察官の求刑で何年というのが出て、求刑が出ましたという形で報道されてるんですけども、やはり、それを見られる一般の方については、

もうあたかも刑が何年というのが出たかのような感じで取ってしまっているというところがあるのかなと。やはりそこだけに着目してしまうので、その出し方を工夫されたらいいのかなという御意見なのかなと思ったんですが、そんな感じでよろしかったでしょうか。

それでは、以上をもちまして、裁判員等経験者の意見交換会を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。お疲れさまでございました。

以 上